

平成 20 年

6 月

No. 536



広 報

いいたて

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp>



大人も子どもも 心を一つに ゴールをめざして勝利をつかめ!

5/18

晴れ渡った大空のもと、村内3つの小学校で大運動会が行われました。このうち白石小学校では、学区内行政区との合同運動会が行われ、子どもたちと地域住民と一緒に汗を流しました。(関連記事14～15ページ)



大いなる田舎 まていうイフ・いいたて

平成20年
10月から

国民健康保険税の 年金特別徴収がスタートします

国民健康保険に加入する65歳～75歳未満の世帯主の方の保険税は、原則10月に支払われる年金から保険税をお支払いいただくこととなります。これは、次の趣旨で、全国的に実施されるものです。

①被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすること

②保険税の徴収に係る行政のコストを省くこと

●年金から徴収となる対象の方は次のイ・ロ・ハの全てに該当する方です

- イ 世帯主が国民健康保険の被保険者になっていること
 - ・世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません。
- ロ 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること

例えば…

世帯主が65歳～75歳未満の国保の方で

 - ★65歳未満の国保の被保険者の方がいる場合★
 - 世帯の国保全員が65歳～75歳未満ではありませんので該当しません
 - ★65歳未満の方全員が国保以外（社会保険等）の場合★
 - 社会保険等に加入している人は対象から除き、国保に加入している人が65歳以上75歳未満かどうかで判断しますので該当します
 - ※ 75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しますので判断の対象からは除きます。
- ハ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて年金額の1/2を超えないこと。



保険税について
ご確認ください！



★年金からの保険料の徴収対象の方

年金から保険料が徴収される前に、年金からの差引を開始することをお知らせする通知書が届きます。

★年金からの保険料の徴収が行われない方

納付書が送付されますので、今までどおり納付書または納税組合、口座振込等で納入をしてください。

- 年金や保険税について、詳しくは住民課住民係（電話42-1617）まで、
- 国民健康保険の内容については、健康福祉課健康係（電話42-1619）までそれぞれお問い合わせください。



統合診療所整備検討始める

（統合診療所整備検討委員会）

村は、懸案でありました草野・飯樋両診療所の統合にむけて、平成20年5月8日「飯樋村統合診療所整備検討委員会」を設置しました。

当委員には10人の方が委嘱され、委員長には福島大学の鈴木典夫准教授が、副委員長には行政区長会長の齋藤政行さんが選任されました。

さらに次の三点について諮問し、順次答申が出される予定です。

- 一、運営形態を公設民営とすることについて
- 二、基本的な機能について
- 三、村民が使いやすい診療所とするために

5月22日の第2回委員会では、諮問1

点目の「運営形態を公設民営とすることについて」の答申が出されました。答申の概要は次のとおりです。

一、内科・歯科ともにセンター地区へ早期統合を図る。

二、「施設（建物等）整備は村で、運営は民間」の公設民営とした運営形態が望ましいこと。

ただし、経営悪化等による途中撤退等心配される面もあるので、長期（10年以上）の契約期間を設定するなど安定した医療体制を担保し、村民の信頼にこたえられる医療機関とすべきとしています。

この答申を受けて、村は受託可能な医療機関を早急に模索することとしています。



▲検討会のようす

統合診療所整備検討委員 (敬称略・順不同)

- 鈴木 典夫 (福島大学准教授)
- 齋藤 政行 (行政区長会)
- 佐藤 真弘 (教育委員)
- 菅野 賢 (PTA連合会)
- 小林 洋子 (子育てサポーターの会)
- 大東 正男 (老人会)
- 西尾 ツネ (婦人会)
- 赤石澤幸子 (国保運営協議会)
- 高橋恵美子 (保健協力委員会)
- 佐藤 公子 (包括支援センター)



▲菅野村長(右)へ答申する鈴木典夫委員長(左)